

広島県告示第九百八十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和六年十月二十八日

広島県知事 湯崎英彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

水尻九千六十三地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

		安芸郡	郡市・区
		坂町	町
			大字
水尻		水落山	水尻
地先水路敷 九〇六三番三	一 二一八九三番	二 二一八八七番	二 二一八九三番
	標柱七号及び八号	標柱六号	標柱五号
			標柱四号
			標柱二号及び三号
			標柱一号
			標柱番号